第４回世田谷区環境審議会

日時：令和８年９月18日（金）
午後２時３０分～

会場：オンライン会議

午後２時３０分開会

○秋山環境政策部長　それでは、定刻になりましたので、これより令和８年第４回世田谷区環境審議会を開会いたします。

私は、司会進行をさせていただきます環境政策部長の秋山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日はお忙しい中、委員の皆様には御出席をいただき御礼申し上げます。当環境審議会はＺｏｏｍでのオンライン開催とさせていただいております。Ｚｏｏｍでの会議進行につきまして、委員の皆様に事前に御案内をいたします。まず、御自身の発言時以外はミュート設定にしていただくようお願いいたします。また、発言する際は手をカメラから見えるように挙げていただくか手を挙げるボタンを表示し、司会から指名された後にミュートを解除して発言をしてください。なお、チャット機能の部分につきましては、会議の運営上、チャットでの発言内容は議事録には記録いたしません。また、発言する際は先に御自身のお名前をおっしゃるようお願いをいたします。

通信上のトラブル等がありましたら、さきに御案内いたしました事務局の携帯電話に御連絡ください。そして、録音、録画やスクリーンショットなどは御遠慮ください。

本日の審議会でございますが、終了時刻16時半を予定しております。

本日審議会委員10名が御出席しており、審議会の定足数を満たしていることを御報告いたします。

また、本日の傍聴についてでございます。本日６名の方がオンラインで傍聴をしてございます。

本審議会は、世田谷区附属機関の設置運営に関する要綱、世田谷区環境審議会の会議の公開に関する取扱要綱により、取り扱う情報が世田谷区情報公開条例第７条に該当するとき、そして公正かつ円滑な審議が著しく阻害されるおそれがあるときの場合を除き原則公開となってございます。今後も審議会の開催の都度、審議会の開催及び傍聴につきまして、世田谷区のホームページや区の広報紙で周知、案内をしてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、資料の確認をいたします。事務局よりお願いいたします。

○田中環境政策課長　事務局の環境政策課長の田中でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局より本日の資料確認でございます。まずは本日の次第でございます。それから第

16期環境審議会委員名簿でございます。続きまして、審議資料１、世田谷区環境美化等に関する条例の改正について。審議資料２、みどりの基本計画の改定の方向性について。報告資料１、世田谷区大規模建築物の環境配慮に対する評価案件の報告について。以上でございます。

○秋山環境政策部長　本日は、まず世田谷区環境美化等に関する条例の改正について、世田谷区長より環境審議会へ諮問がございます。

保坂区長、お願いいたします。

○保坂区長　それでは、第４回環境審議会委員の皆様にこれより諮問をさせていただきます。

〔諮問文朗読〕

どうぞ御審議のほどよろしくお願いいたします。

○森本会長　審議会の会長の森本でございます。保坂区長より諮問を承りました。審議させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○保坂区長　よろしくお願いします。

○秋山環境政策部長　なお、保坂区長はこの後、公務のため、こちらのほうで退席させていただきます。区長、ありがとうございました。

それでは、ここからの議事進行につきましては会長のほうにお願いをいたします。それでは森本会長、よろしくお願いいたします。

○森本会長　委員の皆様、お忙しいところありがとうございます。ここからは私のほうで議事を進行させていただきます。よろしくお願いいたします。

本日の審議会の議事録につきましては、前回と同様に、出席した全委員に確認していただいた上で確定したいと考えております。よろしくお願いいたします。

それでは、議事のほうに入りたいと思います。

お手元の次第にありますとおり、本日は諮問事項の審議が２件、そして報告事項が１件となってございます。

まずは諮問事項の(1)、先ほどありました世田谷区環境美化等に関する条例の改正についてから審議させていただきます。

では、世田谷区のほうから資料の説明をお願いいたします。

○林環境保全課長　環境保全課の林でございます。よろしくお願いいたします。

資料を共有いたします。それでは、世田谷区環境美化等に関する条例の改正について御

説明いたします。

本件は、野鳥への継続的な給餌に伴って発生している生活環境上の課題に対し、区としてどのような対応をすべきか、また、そのために必要となる条例改正についてでございます。

まず、現在の条例についてです。世田谷区環境美化等に関する条例は平成９年10月に施行されました。当時は、たばこのポイ捨てや路上喫煙が大きな問題となっており、主としてポイ捨て防止や路上喫煙対策を目的として制定された条例でございます。その後、野鳥への継続的な給餌による生活環境被害が課題となったことから、給餌による迷惑行為に関する規定が追加されております。

スライド３から５では現在の条例の内容を示しております。給餌による迷惑行為は現在の条例で定義されております。給餌とは、自ら所有せず、占有しないカラス、ハト等に継続して餌を与える行為です。また、その結果として、鳴き声、悪臭、羽毛の飛散、攻撃、威嚇及び破壊行為などが発生し、周辺住民の生活環境に著しい被害が生じている場合を給餌による迷惑行為としております。現在は第４条の努力義務の規定に位置づけられています。一方で、第７条の禁止行為には位置づけられていません。そのため、給餌による迷惑行為は条例上、問題行為として認識されているものの、禁止行為として位置づけられていない状況でございます。また、その後に規定されております立入調査、指導、勧告、公表、措置命令、罰則といった制度も適用できない仕組みとなっております。

次に、区の対応状況と被害の実態について御説明いたします。区ではこれまで、現地確認、普及啓発、改善依頼を中心に対応をしてまいりました。相談件数は、令和３年度から令和８年８月末までで207件となっております。また、中には15年以上にわたって継続している案件もございます。このような案件は、一度問題が発生すると長期間にわたり、地域課題として継続する傾向がございます。

被害といたしましては、ふん害、威嚇行為、悪臭、鳴き声、地域イメージの低下、住環境の悪化などがあり、生活環境への影響が生じております。具体的には、洗濯物を干せない、窓を開けられないなどの声も寄せられております。

次に、他自治体の状況について御説明いたします。港区、荒川区、中野区、大田区、板橋区では、既に条例による規制制度が導入されております。ここで特徴的なのは、条例制定の時期でございます。港区、荒川区、中野区につきましては、後ほど説明いたしますけれども、動物の愛護及び管理に関する法律第25条が改正される前から独自の条例を制定し

対応を行っていました。一方で、大田区、板橋区については、令和２年６月の動物愛護管理法第25条改正後に条例が制定されております。

こちらが動物愛護法の25条です。こちらでは１項で、都道府県知事は、動物の飼養、保管または給餌もしくは給水に起因した騒音または悪臭の発生、動物の毛の飛散など、これらについて指導または助言することができるということで、それ以後の項も定められております。

また、大阪市や静岡市では、動物愛護管理法第25条を活用し、調査や指導、命令等の対応が行われております。大阪市では約１年間、静岡市では約２年半にわたり調査や証拠収集を行った上で、命令違反として警察への届出が行われております。このことから、給餌による迷惑行為への対応については、実効性のある法律や条例が存在し、それに基づく対応が全国で進められております。世田谷区だけが新たな制度を検討しているものではなく、全国的な課題として対応が進められている状況です。

そこで、区といたしましては、現在の環境美化等に関する条例を改正していくことを考えております。給餌による迷惑行為に対して、現在の相談、協力依頼という仕組みに加え、調査、行政指導、行政処分という段階的な対応を可能とし、必要な場合には罰金や公表につなげる制度を整備したいと考えております。

現在の制度では協力依頼までしか行えません。改正後は、改善状況に応じて段階的な対応が可能となることを想定しております。

続きまして、改正のポイント５点です。まず１つ目が、給餌による迷惑行為を禁止行為とすること。第２点は、調査から罰則までの実効性ある仕組みをつくること。３点目は、指導、勧告、命令という段階的な対応としていくこと。４点目は、審査会による意見徴取制度を創設すること。５点目は、命令違反や立入調査拒否等に対する罰則を整備することです。

なお、区としては、罰則そのものを目的としているわけではございません。まずは自主的な改善を促すことを基本とし、それでも改善されない場合に制度を活用する考えです。また、区が処分を行う際には、給餌行為の有無や被害との因果関係、対象者選定、公表等の妥当性について審査会から意見を徴取し、公平性や客観性を確保していきたいと考えております。

改正のポイントがこちらになります。まず、給餌による迷惑行為を禁止行為とする。第３条（区の責任)、こちらに調査、必要な措置を取る旨を追加。

第４条の（区民等の責務）、こちらは（努力義務）を削除し、第７条に（禁止行為）を追加する予定でございます。

３番目、区からの処分ですが、12条で（指導及び勧告）、13条では（公表）、14条では（措置命令）、16条では（立入調査等）、こちらは給餌による迷惑行為への内容のものを追加する予定でございます。

また、(4)では新設といたしまして専門家からの意見聴取。給餌による迷惑行為の際、勧告、命令、罰金、公表の際の意見聴取をする旨を追加いたします。

５番目、18条の（罰金）です。こちらについては、給餌による迷惑行為の際、命令に従わない場合、立入調査の拒否及び虚偽の答弁等に対する罰金を追加する予定でございます。

最後に、今後の進め方でございます。検討部会の設置です。条例改正の検討に当たりましては、専門的かつ多角的な視点から検討を行うため、世田谷区環境審議会規則第６条に基づき検討部会を設置し、環境審議会会長が指名する委員（環境審議会委員２名及び世田谷区生活環境保全審査会委員２名合わせて４名）による検討を行うと聞いております。

今後のスケジュールですけれども、令和８年本日、９月18日、環境審議会で諮問をし、10月、環境審議会検討部会開催を２回予定しております。11月10日に環境審議会（検討部会報告）をいたしまして、10月下旬、環境審議会（答申）を行います。令和９年第１回区議会定例会に条例案を提案する予定でおります。私からの説明は以上です。

○秋山環境政策部長　それでは、私のほうから追加で多少御説明をさせていただきます。

まず、最後のスケジュールでございますが、11月下旬の環境審議会の答申の後に区民意見聴取を行いまして、最終的に条例案ということで区のほうで整えましてから、区議会へ提出する予定でございます。

また、先ほど課長のほうから御説明をさせていただきましたが、本件検討に当たりましては、環境審議会に諮問をいたしまして御審議いただくという大きな位置づけの下、その下部組織として検討部会を設置し、より専門的かつ具体的な内容につきまして集中的に検討していただくことが適切であると事務局としては考えてございます。

そして検討部会の構成でございますが、環境審議会委員の中から２名の委員に御参画いただきまして、また、専門的事項に関する学識経験者の意見を聞くため、世田谷区生活環境保全審査会から２名の委員に御出席いただき、専門的観点から具体的な議論を行ってい

ただくことを想定しております。メンバーにつきましては、今表示してございます16ページに載っている森本会長はじめ町田副会長、そして岸先生と水野先生で検討部会を構成していただければと思っております。また、検討部会の事務局につきましては、環境政策課と環境保全課で運営してまいります。説明は以上でございます。

○田中環境政策課長　ここで事務局より検討部会について補足をさせていただきます。

世田谷区環境審議会規則第６条において「会長が必要と認めたときは、審議会に部会を置くことができる」、「部会は、会長の指名する委員をもって組織する」、「部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもって充てる」としております。以上でございます。

○森本会長　ありがとうございます。

今お話がありましたように、審議会の規則に基づいて検討部会を設けて検討していきたいと。そして私と町田先生、そして岸先生、水野先生に入っていただいて検討していきたいと考えてございます。しかしながら、こういう形の専門的見地から御意見を聞きながら議論を進めていくということでまず御了解をいただきたいと思いますけれども、その上で、また皆さん方から御意見をいただきたいというふうにも考えております。

まず、こういう形で議論を進めていくことについて御了解をいただきたいと存じます。

〔異議なし〕

恐縮です。では、そのように取り扱わせていただきたいと思います。

そして、検討部会の部会長につきましては、私のほうで部会長を務めさせていただきたいというふうに考えています。

それでは、ぜひ皆さん方からも本件に関しまして御意見をいただきたいと存じます。その御意見を踏まえまして、また検討部会で検討をもんでいきたいと考えてございます。よろしくお願いいたします。

先生方、いかがでしょうか。

では、すみません、地元ということで、ちょっと御意見をお聞きしたいんですけれども、岩波委員、本件に関してどんな感じでございましょうか。

○岩波委員　ありがとうございます。全般的なことで申し上げますと、これはぜひ必要な条例になってくるんだろうと思います。ぜひこれをしっかりした形で、環境美化に関する条例に入れていただきたいとお願いをしたいと思います。

１つ、７ページに「具体的な被害としては…」とあるんですが、この中に、例えば鳥に関しての感染症的なもの、病害、そういうものが入っていないんですが、これは外してお

いてもいいものかどうかの御検討をちょっとお願いしたいなと思っています。この辺は子どもたちにとっても非常に微妙なところがありますので、よろしくお願いしたいと思っています。

○森本会長　ありがとうございます。そのことも含めて検討部会で。おっしゃるとおり、例えばふんが飛び散ることによって子どもたちの健康に影響があるということは確かにありますので、そういうことも含めて検討させていただきたいと思います。ありがとうございました。

それでは、もうお一方、友成委員にも御意見をいただきたいと思います。

○友成委員　おおむね内容を拝見しまして、特に私のほうから何か異存があるというものではないんですけれども、ただ、こういった条例を出すに当たって、そこら辺の周知徹底といったところが非常に大切になってくるのかなとは思っております。実際、鳥に餌を与えて迷惑行為を行っている方がどういった目的で行っているのか、そこら辺が理解できなくて、その辺がうまくコミュニケーションが取れないから幾ら説明してもなかなかやめないのか、そこら辺の事情はどういったことなのかなと。

要するに、変な話ですけれども、嫌がらせをしようと思ってやっているのか、単に鳥たちがかわいそうだからということでやっているのか。また、件数が大体変わらずに起きているので、同じ方がずっとやっているのか、逆に今までやっていた方はやめたんだけれども、また新たな方が出てきているのか、その辺の実態はどのようなものなのかを知りたいなと思いました。

○森本会長　ありがとうございます。

では、事務局のほうからよろしくお願いいたします。

○林環境保全課長　御質問ありがとうございます。御回答いたします。

まず１つ目、どういった理由でやられるかですけれども、そちらについては委員おっしゃったように、例えば野鳥、鳥たちがかわいそうだということでやられているケースが大方ではないかなと認識をしております。ただ、周りへの嫌がらせといったことでやっているケースも全くないかというと、そういったケースもあるのかなと。それは個々のケースによって異なってくるかなというところでございます。

また、区内の相談件数につきましては、今スライドでお示ししているとおり、令和３年から令和８年末までで207件ということで、これは各地域ごとで件数をまとめておりますけれども、各地域、個々に複数件ありまして、この数については個々のケースで複数回と

いったものもありますけれども、今までの区の指導というか、依頼ベースではなかなか減らないといったような現状がございます。そういったことがあるので今回改正をして、この件数が少しでも減るようにということで区としては検討しているところでございます。

○森本会長　ありがとうございました。

それでは、そのほかの先生方はいかがでございましょうか。

○瀬沼委員　ただいまの質問に引き続きですが、給餌をされる方なのか方々なのか、グループでやっていらっしゃるのか個人的に単独でやっているのか、そのあたりがもし御事情が分かればお教えいただきたいのと、もう１点は、確かに住宅地の問題ではありますが、私など、そのことも調査をしたりしてまいりましたが、世田谷地域は農産物を生産されている農家さんもある、農地もあるということで、そういったところへの害も懸念されるわけで、これはもちろん環境美化の問題でもありますが、そういった農作物への悪害ということもちょっと心配されるなと思っております。

○林環境保全課長　ありがとうございます。まず１点目、個人、グループでやっているのかですけれども、こちらについても個別でそれぞれ、個人でやっている場合もあれば、複数人でやっている場合もあるところでございます。

また、２点目の農産物に対しての害ですけれども、今回、この条例の改正につきましては、あくまで給餌、自ら所有せず、かつ、占有しないカラス、ハト等の鳥に継続して餌を与える行為。その餌を与えたことによって、周辺の住民の身体もしくは財産、また生活環境に著しい被害を生じさせた行為について、指導、罰金、公表を含めた内容を改正していくというものになりますので、農産物が単純に害があったということでは、ちょっとなかなか難しいところはあるのかなとは思っております。ただ、そういった問題もあるということを区としては認識しておりますので、そのあたりも今後、検討というか、研究をしていければと思っております。

○秋山環境政策部長　今の回答に付け加えまして、今、区のほうで把握している場所の近くの農地で結構大規模な、私が知っている限り小松菜とかを育てているところですけれども、そういったところからの鳥による被害というのは、今のところは聞いておりません。いわゆる鳥でも、どちらかというと小鳥であるとか、そういう小さい鳥が恐らくメインだということで、そこから農作物の被害までは、今の段階では世田谷区ではまだつながっていないということになります。ただ、今後、いわゆる鳥がどういう種類に化けてくるのかというのもあると思いますので、そうしたところは我々のほうも引き続き見ていきた

いなと考えております。

○森本会長　ありがとうございます。

そのほかの委員、いかがでしょうか。

○高橋委員　お話、ありがとうございました。給餌をされる方の目的の話について先ほども御質問があったかなと思うんですけれども、給餌をすることによる人間への影響ということがこちらの文章ではメインで書かれているとは思うんですが、給餌をすることによる野鳥自身への影響に関しても記載しておいたほうがいいのかなと思いました。例えば健康被害ですとか、餌を自分で取ることができなくなっているとか、そういうような形で、実際に餌をあげる行為をされている方が鳥たちがかわいそうという視点でもし実施されているとするのであれば、鳥たちにとってもいい影響がないということに関して説明するようなことも必要かなと思いました。

あとは給餌による迷惑行為というのがこの文章だけだと少し分かりづらいような感じもして、実際に今後、条例化されたりする中でパンフレットなどを作成されたりするのかもしれないんですけれども、実際に給餌をされている行動によってどういうところに被害が及んでいるのかをより分かりやすく区民の方々にも、この条例が改正されるというお話も含めて、周りの方々の目からも見ていただけるような形で実施されたらいいのかなと思いました。

○森本会長　とても新しい視点の御意見で、ありがとうございます。

何かコメントありますか。

○林環境保全課長　おっしゃるとおりだと思いますので、そのあたり、特に周知啓発といった点では、区としても、ちょっと工夫を凝らす必要があるのかなと思っておりますので、今後検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○森本会長　ありがとうございました。

それでは今後、今、各委員の方からいただいた御意見も踏まえまして、また専門的な見地も踏まえて部会のほうでしっかりともんでいきたいと思います。先ほど部長からお話しあったように、罰則を科すことを目的としているわけではなくて、こういった迷惑行為を減らすために、世田谷区として毅然とした姿勢を示すことをまず第一の目的にしている。こういうことを念頭に置いて議論をしていきたいと考えてございます。

それでは、審議事項(1)に関する議論についてはここまでにしてよろしゅうございましょうか。

ありがとうございます。

続きまして、今度は審議事項(2)みどりの基本計画の改定の方向性についてですけれども、みどりの基本計画の改定ということで前回の環境審議会で諮問事項となっておって、既に検討部会で審議を進めております。最初に事務局からその検討状況について御報告をいただいた後、本件について議論をさせていただきたいと思います。また、事務局の説明の後、この検討部会の部会長を担当していただいております町田副会長からもお話を聞きたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それではまず、事務局から御説明をお願いいたします。

○笠原みどり政策課長　みどり政策課長、笠原でございます。それでは、みどりの基本計画の改定の方向性について御報告させていただきます。

今、右肩１ページの資料が出ておりますが、１の主旨でございます。こちら、先ほど会長からも御案内いただきましたとおり、７月21日の本審議会において諮問をさせていただいて、その後、８月６日の第１回検討部会で、７月に御案内させていただいた現況分析と課題整理を踏まえた上での改定に当たっての方向性、こういう考え方で改定を進めていこうというところを取りまとめました。こちらについて今回改めて御報告させていただこうかと思っております。なお、本日説明させていただく内容、資料につきましては、先ほどの検討部会においていただいた様々な御意見を反映させたものとなってございます。

２のこれまでの経緯です。記載のとおりで繰り返しになりますけれども、昨年の２月からこちらの計画の改定作業に着手しております。その上で７月21日に環境審議会で諮問。その際に現況分析と課題についても御報告させていただきました。その後、８月６日に検討部会を行った後、記載の８月８日、区民参加のワークショップで区民の方々の肌感覚、みどりについての思いを聞かせていただいたところです。また、先日ですけれども、９月13日には第２回ワークショップも開催したところでございます。あわせて、記載のとおり、区議会都市整備委員会等にも報告を進めてきているところです。

３の改定の方向性でございますが、内容について、①、②、次のページの③とポイントが書いてございますが、別紙の右肩３ページ以降の資料で御案内させていただこうかと思っております。

右肩の３ページ、左上には01と書いてございます。この01から02、03、04、ここまでは前回の本審議会において分析と課題の整理でも御案内したところですけれども、改めて要点だけ御案内いたします。

まず01の現行計画についてです。世田谷区みどりの基本計画は、将来像「多様なみどりが笑顔をつなぐ街・世田谷」を掲げて、世田谷みどり33を長期目標として、みどりの量の確保、質の向上、区民・事業者との協働の側面からみどりづくりを進めてまいりました。

また、右肩４ページ、02に移っていただきますと、こちらの目標に向けて、区民・事業者と共に保全、創出の取組みを進めてきました。前回も御報告させていただきましたが、やはり公園や公共施設などは蓄積されてきているんですけれども、区全体のみどり率は25％前後、横ばいで推移している状況がございます。

同じページの右下の部分に、改めてですけれども主な増減要因として記載させていただいておりますけれども、先ほどの増加要因については記載のとおり、住宅用地で、微増ではありますけれども増加傾向というのが１つございます。ただ、右側の主な減少要因として、やはり農地の減少、また、屋敷林とかも含めたまとまったみどりが減ってきている。こういったところが相殺されて、やはり25％前後という横ばい状態が続いてきているかと思っております。

続きまして、右肩５ページです。今回改定に当たりまして、我々を取り巻く環境や社会の変化を改めて記載してございます。やはりまず気候変動の進行。また、やはりより大切になってきております生物多様性の保全についての視点。また、様々な多様化というキーワードもありますが、暮らしと社会構造の変化というところが大きなポイントになるかと思っております。

下に４つの項目が書いてあります。これは昨年行いましたプレアンケートで区民の方々からみどりの役割ということでいただいたキーワード、例えばグリーンインフラやネイチャーポジティブ、Well-beingなどでございます。

続きまして、右肩６ページです。こちらが改めてですが課題の整理となっております。量、質、協働それぞれで検証しております。

まず、量の確保といたしましては、やはり農地の減少、宅地の細分化に対する実効性のある保全・創出の方策が必要だということ。

また、質・機能の向上につきましては、昨今の気候危機の流れの中で、暑熱緩和といったものや、また、併せて水害等も増えております。そういった防災・減災の視点が大きなところですけれども、特に近年、トピックとしても皆様にもよく届いていますのが樹木の老木化ですね。以前植えた樹木が大変大きくなって木陰をつくったり、区民の方々のよりどころになっている樹木が多いんですけれども、やはり老木化。こちらは気候の関係もあ

るのかもしれませんし、また、足元に植えている部分の植栽環境、あるいは純粋に樹木が年を重ねた、そういったところで、こちらの更新という考え方も含めた適切な維持管理が求められているということ。

一番最後が協働の推進であります。こちらは前回の現状分析の中でも、この十数年の間に世田谷区内で様々な協働の活動、また団体が芽生えて活動を進めてきております。ただ、やはり下に書いてございますが、それぞれのどこの団体もほぼ、そちらをつないでいく次世代の方々がなかなか集まらないということで、なかなか活動の継続が難しいという言葉もいただいております。その参加しやすい仕組みづくりの支援も必要かというところを課題として挙げさせていただいています。

そして右肩７ページです。こちら以降が本日の改定の方向性のポイントとなってまいります。まず、先ほどの世田谷みどり33、こちらはみどり率33％、また、区民満足度33％、こちら両方を包含する物の考え方でございますけれども、25％程度ということで、2032年、６年後の達成は難しいという現状はございます。ですが、これまで区民・事業者・区の共通のシンボルとして多様な主体の取組を支えてきたという背景もございます。そのため、やはり将来像「多様なみどりが笑顔をつなぐ街・世田谷」を目指す上でも、達成年度自体は設定いたしませんけれども、引き続き長期目標として、世田谷区は、世田谷みどり33を目ざし、それに向けた取組を進めていく。そういう考え方を示させていただいております。

下のほう左側には、これまで果たしてきた役割として、先ほどお話ししました共通目標であること。また、推進力として機能してきたこと。また、何より多くの区民の方々の守り育てる意識の醸成に寄与してきたんではないかというところがございます。

右側には、将来に向けて継承する意義として、やはり将来像を達成するため。また、区民と引き続きみどりを守り育てていくための共通の目標が必要であるということ。そして３番目、計画論としてはこちらがとても大きいところではあるんですけれども、国の方針、都市緑地法に基づく基本方針は地方自治体のみどりの基本計画の上位計画に位置づけられるものかと思っておりますが、その中でも、令和６年に改めて市街地における緑被率30％以上を目指すことと位置づけられております。この緑被率という概念に、例えば世田谷区ですと多摩川や野川といった水面や、また、公園でも現時点では緑化されていない部分、歩く場所とか建物とか、そういった部分の面積を加えたものをベースにしたものがみどり率という考え方ですので、緑被率30％、それとみどり率33％、世田谷区においては大

きな乖離はないものと考えており、やはりみどり33を引き続き目標として据えていく。計画論的な根拠としてもございます。

その上で右肩の８ページを御覧いただければと思っております。この世田谷の将来像、また世田谷みどり33という長期目標を目指す上で、今回の改定の視点を２つ挙げております。この２つが少しニュアンスの違うところですので、少し詳細に説明させていただければと思います。

まず１番目が、世田谷らしいみどりを守り育てるという視点です。この世田谷らしいみどりという点、大きくは３つ、我々はあるかと思っております。こちらに書いてございます歴史・文化を伝えるみどり、身近で実感できるみどり、また、協働のみどりでございます。

歴史・文化を伝えるみどりは、本当に地質時代の事柄も入れますと国分寺崖線、また、そこの樹林地であったり、また、世田谷区の来歴を考えたときの農地であったり、また、そちらに必ずしも伴っていませんけれども、屋敷林であったり多くの寺社、そういったところにあるみどりというものが世田谷のみどりを形づくっている。こちらがまず１つ世田谷らしいというポイントでございます。

また、身近で実感できるみどりにつきましては、世田谷の７割は民有地でございます。みどり豊かな住宅都市を標榜しておりますけれども、やはり多くの区民の方が日々の暮らしの中で、例えば近くの身近な公園であったり、また御近所の生け垣であったり、またシンボルツリーであったり、そういったみどりを日々感じることのできる環境が世田谷区のみどりの大切な点、強みでもあるかと思っております。

最後の協働のみどりでございます。こちらにつきましては、世田谷区はまちづくりという大きなくくりの中でも、やはり区民の参加と協働の中で、計画から、また実際につくり上げるところまで、そしてその出来上がったものを将来に向けて残していくために管理、また調査を行うとか、そういう様々な場面で住民参加をいただいてきております。やはり世田谷のみどりにつきましても、この区民や事業者の方々との協働はなくてはならないものと考えておりまして、この合わせて３つの世田谷らしいみどりという観点を持って、この後の様々な基本方針、取組、目標といったものに反映させていこうかと思っております。

そして、ちょっとニュアンスが違うとお話ししましたのが、２番目のみどりの質の向上と機能の発揮、こちらの部分でございます。こちらの中を見ていただきますと、価値の可

視化、共有というキーワードが出てまいります。やはり前回の本審議会でも、区内でもやはり砧公園とか等々力渓谷とか、そういったみどりがまとまっている周辺は地表面温度が低いとか、そういったものを視覚化した地図も御覧いただいたかと思っております。単純に木陰に入れば少しずつ感じる、そういったみどりの持つ機能というものを、区民の方々、また事業者の方々により見える化して、そしてその価値を共有していくことで、様々な取組の後押しとなるように進めていきたいと考えております。

またもう一つは、先ほどの世田谷らしいみどりを今後計画の中で出していく中でも、このみどりの価値の可視化といった点が大切なんだということを付け加えながら展開していくことで、この計画そのものの理解度を深めていただく、そういった考え方を整理したものでございます。

以上の方向性、また視点を踏まえて、右肩の９ページ、左上ですと07ですけれども、今回、改定の方向性をお示しいたしました。今後のスケジュールは後ほどもお話しいたしますけれども、この後、年が明ける頃には、次期計画はこういうつくりでまとめていきますよという骨子をつくって、そして来年夏ぐらいには素案という形、もうほぼほぼその骨子に沿ってこういう取組をやっていくという肉づけをした上で、再来年の年明けに案、最終的には計画の改定とつなげていくという考え方を持っております。そのまず骨子をつくっていくに当たって、こういう組立てで今考えているということが、こちらの右肩ですと９ページ、左上07の資料になっております。

まず左側でございますけれども、繰り返しになりますけれども、将来像「多様なみどりが笑顔をつなぐ街・世田谷」の実現のための長期目標として世田谷みどり33を置きます。その上で、次期計画も令和10年度から19年度までの10年間の計画期間を想定しておりますが、その計画期間中に求めていく目標像を置きながら、またその10年間でそれを把握するため、しっかりと確認するための指標を今後考えていき、10年間のこの計画の進行を確認するものとできればと思っております。

また、右側の取組みの体系でございますが、５つの基本方針を挙げてございます。記載のとおり、水循環から、また、みどりと関わる暮らし、５つでございます。

こちらの５つの基本方針、また、ちょっと戻って恐縮ですけれども、将来像である「多様なみどりが笑顔をつなぐ街・世田谷」、こちらにつきましては現行計画と同じ記載を現状ではさせていただいております。ただ、この後、先ほどお話ししました骨子から素案、そしてまた案と組み立てていく中で、こちらの内容、また表現についても必要に応じてア

ップデートしていこうと考えておりますので、ぜひ様々な御意見をいただければと思っております。以上がこの別紙についての説明になります。

お手数ですけれども１ページへ、お手元にもしありましたらお戻りいただければと思います。１ページの下のほう、３の改定の方向性の①、②と２ページにかけての③、こちらは今、別紙で御案内した内容を改めて整理して書いているものでございます。

４の今後のスケジュールですが、本日の審議会の後、また10月には区民参加のワークショップも予定しております。その後、検討部会での議論を踏まえた上で、記載のとおり、骨子についても本審議会で議論いただいて、なかなか詰め込んだスケジュールになっておりますけれども、最終的には令和10年の計画改定まで議論を深めてまいりたいと考えております。

事務局からの説明は以上になりますが、別途、参考資料として、前回の環境審議会、また、先ほどお話しいたしました８月の検討部会の議事についても添付してございます。こちらにつきましては後ほどまた改めて御覧いただければと思っております。以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○森本会長　ありがとうございます。

今、事務局から御説明いただきましたこの改定の方向性については、検討部会でまだ審議、継続中という感じなんですけれども、今回、審議会に上げていただいた形であります。検討部会の審議で特にお気づきの点とか、議論があった点で審議会にお伝えしておきたい点について、町田検討部会長からお話しいただければありがたいのでございますが、よろしくお願いいたします。

○町田副会長　森本会長、ありがとうございます。では、私のほうから御報告をいたします。

こちらのみどりの基本計画の改定に向けては、前回の３回目の環境審議会でも委員の皆様から御意見をいただき、ありがとうございました。そういった御意見も踏まえまして、８月６日に第１回みどりの基本計画検討部会を開催し、改定の方向性について議論を行いました。このときには、森本委員、村山委員、瀬沼委員から本当に多くの大切な示唆をいただきまして、誠にありがとうございます。

検討部会では、現状分析と課題整理を踏まえた改定の方向性について議論を行い、事務局が示していただいた継承の必要性とか、そういったところの方向性についてはおおむね妥当であるという認識を共有いたしました。その上で、世田谷区みどり33をこれからどう

取り扱っていくかということについては、目標達成は難しいというのが現状予測されているところではあるんですけれども、しかし、この世田谷みどり33を目指して、これまで区民、事業者、区が共通の目標として果たしてきた役割、その結果、生まれてきた成果などを整理していくことが大切であろうと。

そしてもう１点は、10年前にこの世田谷みどり33を議論していたときよりも、皆様も御実感されていると思うんですが、気候変動の対応とか生物多様性の保全など、近年、みどりに求められている役割はより重要性を増しています。そのため、この世田谷みどり33という大事なコンセプトの継承は必要だという意見がありました。これらを踏まえて、本日の資料でも、世田谷みどり33が果たしてきた役割や成果、将来に向けて継承する意義というのを事務局のほうで記載を修正して充実していただいたものと認識しています。

また、今後の検討ですけれども、全体で見ると世田谷みどり33到達は難しいところかもしれないんですけれども、地域ごとで見ていくと、みどりが増えているところ、もしくはやっぱりみどりの創出が難しいところ、もともとみどりが豊かで守ってこれているところというふうに、地域ごとにみどりの特性や土地利用を見て、丁寧に施策を展開していくことが必要なんじゃないかというお話がありました。

また、このみどりの成果というのは、ある程度まとまった量であるということ、連続していくことによってより効果が得られるところもありますので、みどりの連続性や配置といった空間的視点を議論していくこと。

また、みどりが少ないなと思うようなところでも、住宅地や商店街などでは身近なみどりによるまちづくりが行われていますので、そういった住宅や商店街などの身近なみどりの重要性。

そして今、ワークショップも様々に展開されていますが、区民や事業者の皆さんと一緒に協働でみどりをつくり上げていく在り方について意見がありました。

また、このみどり率といったものの捉え方ですけれども、先ほど事務局からも御説明いただいた量的な視点に加えて、やはり多様なみどりの持つ質や機能、そして区民がみどりを実感できること、こういった主体的な参加や行動の輪の広がりをどういうふうに評価していくのか、指標にしていくのかという議論もありました。これらについては、今後、骨子案や素案の検討、計画期間中の目標や指標、重点施策の検討に当たり引き続き議論を進めていくこととしております。

検討部会としては、本日お示しいただいた資料は、第１回検討部会での議論を踏まえ、

内容の充実が図られたものと認識しておりますが、今後も環境審議会に報告しながら議論を進めてまいります。

この後、もう１点、事務局の方が補足をしてくださるんですけれども、委員として御参加くださった先生をはじめ皆様からぜひいろいろな御意見をいただけたらと思います。森本先生、以上となります。

○森本会長　どうもありがとうございます。

町田検討部会長から改定の方向性に関する検討部会の議論について御報告いただいたんですが、では事務局から補足もお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○笠原みどり政策課長　町田検討部会長、どうもありがとうございました。

それでは、補足と言うとちょっと大げさなんですけれども、検討部会で、世田谷みどり33の現状は踏まえた上でも、やはりこれまで出してきたことをもうちょっと表に出していってよろしいんではないかといった意見をいただいております。どうしても我々行政側ですと、あまり数値として上がっていない部分に、こんなことをやった、こんなことをやった、こんなことをやり切りましたと書くのはなかなか控えてしまうところもあるんですけれども、逆に、これまで一緒に様々やってきていただいた区民の方や事業者の方々のことも意識すると、25％と横ばいではあったけれども、これだけのことはきちんとできてきたんだというのは改めて示した上で、また長期目標として世田谷みどり33を出し直すんだという説明が必要だということが本当に身にしみて分かりました。

例えばですけれども、右肩４ページ、これまでの取組とみどりの現状、特に上のほうのこれまでの取組みと成果の部分は、検討部会で先ほどのような御意見をいただいて、これまでやってきたこと、積み上げてきたことを改めてしっかりと書き上げたものでございます。

また、ちょっと飛びまして右肩７ページですと、改めてこちらを共通目標として、結果として減る部分はあったけれども、それでも、それを相殺する増加部分、残していけた部分があって25％が維持できたこと。このみどり33が果たしてきたそういった役割、成果を強調してというお言葉をいただいた中で、右肩７ページの右側の部分、また、左側のこれまで果たしてきた役割についても内容等を増強させていただいております。

また、先ほども出ましたけれども、近年、10年前に比べてより注目すべきものとなった気候変動や生物多様性といった話、また、Well-beingについても、近年の役割の高まりから、将来にみどり33をつなげていくことの意義としてきちんと示していくべき。こちらも

この資料の中で反映させていただいております。

検討部会を受けて、先ほど町田部会長がお話ししたような内容をこちらで修正した点は、主にはそういうところでございます。

○森本会長　ありがとうございます。

一言で言うと、今までのムーブメントというんですか、あるいは区民の方が熱い思いで進めてきた動きを継続していく、あるいは加速していくのがこの計画の目的だと思うので、数量がどうこうというよりも、そういうふうに機能するようにやっていきたいなというのが検討部会での議論だったような気がします。

それで、ぜひ委員の皆さん方にさらなる知恵をいただいて、さらに議論を進めていきたいと思うんですが、まず、説明について御質問とか御意見とか、幅広くお考えを言っていただければありがたいかなと思います。よろしくお願いいたします。

○岩波委員　みどり33を達成するには、今まで25％まで持ってきた非常な御努力があっただろうと思います。これに対して、今度、これが伸び悩んでいる原因は何なのかをもう少し専門的に分析していく必要があるのかなと思いますけれども、その辺は町田先生はじめ専門家の先生方にぜひお願いをしたいと思います。

それで今、土地の利用というのは集合住宅と戸建て住宅、それから商店街みたいな格好になろうかと思うんですね。集合住宅について、マンションの周囲に植林をしましょうということを今やっておられ、必ず33％以上になるような格好にするとか、それから戸建て住宅については、今、細分化というのがものすごく多いんですね。私どもの周りでも、実は私のうちの100年以上たったムクロジ、羽子板の羽の玉の実がいっぱいなる木で、境界線の間際に立っているものですから周囲に非常に御迷惑になって、今まではそれぞれが大きなお宅だったものですから、例えば３つのお宅に御了解を得ればそのまま立っていられたんですが、これが１つのところが売られて細分化されて、そうするとぜひ切ってくれということで、保存樹木だったんですが切らざるを得なくなった。そんなことがあったりします。だから、細分化対策というのも１つの大きな手法になるのかなと。

商店街については、計画的な商店街内の公園づくりというものをやっていかないと非常に難しいのかなと思っています。

要は、利用する敷地の33％以上が土であればいいわけですよね。土であれば何らかの植物が出てくる。ところが今、細分化をしていきますと、それだけのお庭をつくれないということで、コンクリで埋めちゃう人が多いんです。それは何かというと、要するに草むし

り作業をやりたくないということで埋めてしまう。そうなりますと雨水の浸透化が阻害もされちゃって、下水に流れることによって、例えば区内の野川、仙川などにみんな流れ込んで洪水を起こすことになってくるわけですね。

老木は、大きくなった木は非常に水分を吸っていますから、そういう面では本当に効果があるんですけれども、倒木等を考えますとやむを得ず切らざるを得ないということであれば、必ず後に植栽をすれば、それはそれでいいのかなということになります。

したがいまして、今の土地の細分化対策とか、土地の表面を土にするように、要するに33％土にするような御努力をされるとかということについて何かいい施策が出てくるといいなと、感想だけで申し訳ないんですけれども、そう思います。

○森本会長　ありがとうございます。本当に幅広く、具体的なやり方の示唆もいただいたように思います。

事務局から、あるいは町田先生からでも、コメントいただければありがたいなと。僕は個人的にムクロジの木って大好きで、石けんの代わりになったりするような、あの実は大好きなんですけれども、今言われたように、老木を切らざるを得なくなっても木を植えるようにするとか、あるいはその再生いうのは１つの案と思いました。

ほかの先生、いかがでしょうか。

○友成委員　今、岩波委員がおっしゃっていたのとちょっと近いところがあるんですが、いわゆる老木、特に木は寿命のある木があるので、私の会社の前に北沢川緑道というのがあるんですけれども、恐らく暗渠になってもう半世紀ぐらいたって、桜の木もどんどん大きくなってきているんですけれども、上流の淡島近くの桜の木はもう何本か切り倒されて切り株のままになっている状態にありますので、これはもったいないなというふうに思いますね。先ほど岩波委員がおっしゃったように、せっかくあったみどりがなくなったら、そこに必ずそれをまた再生させていただく取組は必要だと思います。

それと、改定の視点という中に気候変動対応という項目があったんですけれども、特に今年、非常に肌で感じる異常気象というんですか、温暖化というんですか、それをもう痛切に感じるような年になってきて、要するに、それに対して、今まで十分育っていたみどりが気候変動により例えば枯れてしまうとか、なくなってしまうことを考えると、やっぱりそういったことに対する対応も必要なのではないかなと思っております。みどり33はなかなか達成が難しいというのは私も理解はしているんですが、せっかく25％というすばらしい数字が達成できているので、何とかこれは少なくとも維持できるような方向で考えて

いただければなと思っております。

○森本会長　ありがとうございます。

甲斐委員が４時には退席されるので、甲斐委員、お願いいたします。

○甲斐委員　ありがとうございます。みどり33を達成するために僕がすごく重要だと思うのは、どうやって達成するのかというより構造的な戦略というか、どういう動線をたどってそういうことを起こしていくのかという組立てが重要だと思うんですね。

じゃ、それは何かというと、多分そういうことを考えて組み立てていらっしゃるというのは見受けられるんだけれども、僕は、非常に本質的なことというのは、みどりというのは誰にとっても自分のためなんだよといった主体づくりのところが大変重要な基本じゃないかなと思っています。この会で何度も言うんだけれども、みどりに対して興味があったり、そういったボランティアとかに関わっている人たちはすごくそういう意識が高いんだけれども、実はそういうことに対して全く自分のこと化していない人たちに全く響いていないことが問題だと思うんですよね。

一方で、世田谷らしさというのは、割と身近にみどりがあって、その中で暮らしているということ自体が実は世田谷に暮らすことの価値になっていたりということがあると思うけれども、であれば、その世田谷の価値というのは、自分たちの関わりによってより強くなっていくんだといった動線を明確にしていくことがすごく重要だと思うんですね。

じゃ、どうすればいいかという話なんだけれども、例えば自分のこと化させる場合その対象は幾つかあって、１つは実際に住んでいる個人個人であったり、さらに世田谷でいろんな事業を興す不動産の開発業者であったりということも全部絡めていきたいと思うんですけれども、例えば開発について言うと、以前もちょっと御紹介したことがあるんですけれども、流山市で行っているグリーンチェーン戦略というのがありまして、これは、つくばエクスプレスが開通するときに、ほとんど市街化調整区域だったところが宅地化されていく過程の中で、開発業者に対してグリーンチェーン認定という指標をつくって、それを積極的に取ってもらうことによってまちの緑化を促進させたんですね。その認定制度自体が、個々の緑化が隣り合った敷地同士が連鎖することで、そのエリア全体の不動産価値が上がるような仕掛けにしてあるんですよね。そういう形でいけば、例えば屋敷林とかが開発されるときに、いかにそれを不動産的な価値を上げていくかということを誘導していくとか、そういうことはできないかということです。

例えばそのためには、そういったモデルをつくったりとか、とにかくそういった主体が

どうやって動くのかを積極的にリードしていくような方策みたいなものを呼びかけられるような仕掛けが重要ではないかと。例えば商店街に対しても、みどりを生かした魅力的な商店街とは何なのかということをモデルとして支援していこうよとか、いずれにしても、いかに主体をつくっていくかという動線をつくることをすごく明確にしていくことが重要ではないかとちょっと思いました。

○森本会長　ありがとうございます。

引き続き皆さんからどんどん御意見をいただきたいと思うので、那須委員、お願いいたします。

○那須委員　御説明いただきまして、ありがとうございます。私は、今回の改定の方向性で、その質の部分がすごく意義があることなのかなと思っております。もちろん量も重要で、区民としてはいろんなみどりにたくさん触れたいところはあると思うので、量は大事だと思うんですけれども、質もやっぱり大事、そこが前面に出ているのがいいのかなと思いました。

今後の話になっていくかもしれないんですけれども、質の分かりやすい目標というか、質をどう評価するかというのは難しいところもあるかもしれないんですけれども、生物種がどれだけ増えたとか、どれだけ多様なのかとか、そういった質に関するみんなが共有できるような分かりやすい目標があればすごくいいかなと、ちょっとすみません、次の話になってくるかもしれないんですけれども、少し思いました。

それに付随して、さっき意識の問題というのもあったと思うんですけれども、今いろんな技術とかが出てきて、例えばアプリで生き物の種別を調べることができるといったものも出てきているので、そういった市民科学的な視点でみんなが調査に関われるような仕組みとかもあると、もしかしたらハードル低く関われるんじゃないかなというのも少し思ったので、それもすみません、次の具体的な話なのかもしれないんですけれども、そのあたり、分かりやすい質の目標と、みんなが関われる市民科学的な視点が１つあるといいなと感じましたので申し上げさせていただきました。ありがとうございます。

○小林委員　よろしくお願いします。まず最初に、御説明ありがとうございました。33％達成できないだろうということなんですけれども、そのできないというところではなくて、今までやってきたところ、頑張った、そこにあるというところに目を向けるというのはすごくすてきな発想だなと思っていて、それを区民、世田谷区を使っているみんなでこれからも守っていこうという意識を広げていくという意識の面、主体づくりというお話

がありましたけれども、それをこれからも大事にしていきたいなと思ったところです。

先ほど、意識があまりない人も、その恩恵は受けているけれどもという話だったんですけれども、その意識をどう広げるかと思ったときに、私は学校に勤めていたことが長いので、例えば学校の何周年というときに植樹ができる。砧公園は今バサバサ木がなくなっているんですけれども、それは老木・倒木対策で致し方がない。でも、あそこに世田谷区の子たちが行って、例えば学校の名前で植えることができたら、どうせ植えるんだったら、そこに自分たちの学校で自分たちが植えたというところがあったら、愛がそこに生まれるんじゃないかな、大事にしたいと思っていくんじゃないかなと、ちらっと思ったところです。学校の中にもスペースは結構あるので、切ってから植えるんじゃなくて、切られる前に植えるチャンスがあると、それを後押ししてくれるような施策があったりすると、喜んで乗ってくるんじゃないかなという勝手な希望です。ありがとうございました。

○森本会長　ありがとうございました。魅力的ですね。

ほかの委員もぜひよろしくお願いします。いっぱい宿題をいただきましたけれども、どんどん出していただいたほうが……。

○高橋委員　お話、ありがとうございました。みどり率をいろいろと読ませていただいたり、あと老木のお話なども先ほど伺っていて思ったのが、最終的にみどりを守り育てるとか、育てるところにすごくフォーカスされていると思うんですけれども、実際に老木などになってしまって伐採された後の木の活用というところにも目を向ける形で、世田谷でずうっとそこで育ってきた木なので、その木を活用して何か再生して、机にするとか椅子にするとか、そこはよく分からないですけれども、区民の方々がすごく親しみを持てるような形で最後まで活用してあげるような視点も入れられると、より親しみという点ではいいのかなというふうに、皆さんの御発言を伺いながら感じていました。

○森本会長　ありがとうございました。おっしゃるとおりですね、新しい視点。

では指名していいですか、村山委員はいかがですか。

○村山委員　ありがとうございます。私、部会にも参加させていただいていますので、既に多くのことは報告していただいて、町田先生からも都市計画とか空間的なことも含めて解説いただいたので、あまり加えることはないんですけれども、結局、この33％を達成しようとするときに、公有地と私有地それぞれでやるべきことがあって、公有地に関しては、世田谷区役所の中でほかの部局の皆さんともうまく連携してみどりを増やしていくということがあると思います。私有地に関しては、土地の利用とか、土地や建物の被覆に関

わることですので、これは規制とか、あるいは誘導のためのガイドラインを通じて達成していくしかなくて、そこで一番強力なのが都市計画だと思うんですね。

私、都市計画を専門としていますが、例えば世田谷区は地区計画をきめ細かくつくるので有名なんですけれども、その地区計画の目的は、密集市街地の解消であったり、あるいは美しい街並みをつくっていくという景観を目的としたものが多分多くて、実はそこにあまり環境問題とか気候変動対策が明記されていないんですね。これは日本の都市計画の大問題なんですけれども、やはりここまで世田谷区で議論ができているので、地区計画は大分前につくったものも多いはずなので、アップデートするときに、あるいは、このみどりの議論から地区計画を現代的にアップデートしようというような都市計画へのムーブメントをつくっていただけると、ちゃんと地区計画の中に気候変動対策や生物多様性の目標も入って、では、その観点から土地利用とか敷地の細分化をどうするかという話とか、それから土地や建物の被覆がどうあるべきかということが真剣に考えられると思いますし、それがうまく地区計画による規制まで展開できると、実現性が高くなると思っています。

世田谷区は広いので、全てのところの地区計画をいきなりそういうふうにアップデートすることは難しいと思いますが、どこかモデル的な場所でうまく何箇所か、例えばインフラの整備が行われるエリアとか、あるいは再開発事業等が動いているエリアなんかを先行的にモデル地区として、地区計画に気候変動対策や生物多様性の目標を入れていくということが、私の専門分野では一番やらなきゃいけないことかなと思っております。なので、ぜひ都市計画部局との連携もお願いしたいと思います。

○森本会長　ありがとうございます。とてもいい指摘を。これは事務局のほうに振らせていただいて、事務局の決意のほどをよろしくお願いします。

○笠原みどり政策課長　最初からでもいいですか。本当にたくさんいただきましたし、お聞きしながら、私、メモの手が止まらないぐらいで。

段階的にと、皆さんそうおっしゃっていましたけれども、確かにこの後、実際の取組を考える中で考えが深まっていくものとか、そういったところもあったかと思いますけれども、ただ、そういったもの全部がつながり合って計画はできていくものだと思いましたので、本当に助かりましたというか、ありがたく思っています。

岩波委員からもおっしゃっていただいた、前回もちょっと分析のところで話しましたけれども、土地の細分化というキーワードは、この世田谷に限りませんけれども、やはり生産緑地も減ります。また、ムクロジの木を囲んでいたお屋敷も減っていってしまいます。

やはりそういったところが、都市における本当の一番のみどりの減少要因なのかなと思っています。

世田谷区は一応、村山先生のほうがお詳しいですけれども、最低敷地という考え方を持って、あんまり細かく切らないようにというのは、もう10年ほど前に都市計画でかなり細かく決めてきています。それでもやっぱり、細かくといっても70平米とか100平米、それより小さくならないようにぐらいの話ですので、本当に100坪、1000坪あったようなお宅がどんどん細かく分かれていくというのは何とかしたいなという気持ちがとても大きいです。こちらについては、取組の中でどれだけそちらに手当てしていけるか。

これはその後にいただいた甲斐先生の御意見ともつながるんですけれども、例えば開発とか、あるいは実際の戸建てを建てるときでも、開発緑化の中で世田谷区は緑化地域制度でかなり厳しい数値をつけてみどりを増やしてもらっています。また、戸建てにおいても中木を何本以上植えましょうというお願いや、また助成制度とかもやっているんですが、今までお話しいただいている中、また、これまでの経緯から見ても、そういった部分、助成制度とかも含めて、何らか、より強めていかないといけないんだろうなというのは正直感じたところです。ちなみに、私も種類としてムクロジの木は大好きです。

それとお二人にいただいた商店街というのは、本当にキーワードだと思っています。特に甲斐さんからいただいた商店街のモデル的な取組といったものが、やはり区民の方々が日々通勤通学する、あるいはお買物に行く、あるいは近所をお散歩するとか、そういうふだんの生活の中でどれだけみどりに触れられるかが、皆様からもいただいたみどりのある意味の質の部分にもつながってくると思っています。そういったところがあって初めて、区民の方々も、ああ、世田谷のみどりはいいみどりだよねと思っていただけるような、そういうのにつながっていくと思いますので、ぜひこの後の検討に生かさせていただきたいと思います。自分事というキーワードも、本当にありがたく思っております。

それと友成委員からいただいた北沢川の桜、すみません、ちょっとだけ弁解させていただきますと、桜とか大きな街路樹を切った場合、しばしば切り株で残すことが多いです。この理由は大きくは２つあって、単純に根を切る抜根まで、地中深く広がっている根を取るとなると、周辺の道路から何から、本当に大きな工事になっていってしまうので、変な言い方ですけれども、ある程度その根が自然に返っていって掘り取りやすくなるのを待つという考え方が１つ。もう一つは、病害虫でその木が傷んだときに、そこを直ちに取り除いてまた新しいのを植えてしまうと、またそちらの影響も気になるということ。あとは予

算の関係も、正直言うとあります。そういった幾つかの理由でちょっと残っているケースがあります。ただ、基本的には、世田谷区では切ったら植えるという考え方を持っておりますので、こちらについては進めていきたいと思います。

それと、先ほど小林委員からもいただいた切る前に新たに植えるというお話、恐らくそちらにもつながっていくのかと思っております。ある程度大きな木というのは、寿命であったり、病害虫であったり、また気候の関係もあるのかもしれません。どうしてもいつか切らざるを得ないときがくる。もうこれはあらかじめそういう前提でいなくちゃいけない時代だと思っています。それに備えて、次世代の高木、地域のシンボルとなる木だったり、街路樹だったり、学校の木だったり、また、先ほど砧公園のお話もありましたが、そういった公園の木だったり、次世代の木をあらかじめ植えていく、あるいは切ったときには必ず植える。今後の検討になりますけれども、その考え方というのはぜひ取り込んでいきたいなと思いました。

それと最後、材の活用については、細々とやっているところではやっているところがあるんですけれども、例えば伐採した樹木で公園のベンチだったり、あるいは小さな木のコースターのようなものを作ってワークショップに参加いただいた方に配ったり、あるいは区役所の本庁舎では、中庭にあったケヤキを一部やむを得ず伐採したんですけれども、その材を使って、今イーグレットホールに入っていただくと、割ときれいめの家具が置いてあります。そちらは区役所の中庭のケヤキが生かされて、そこに残っている。そういった取組はあるにはあるんですが、恐らく改めておっしゃっていただくということは、そういったことがなかなか知られていない。先ほどの自分事と考えていただいていない方々に届いていないというところとも通じると思いますけれども、その辺の出し方というのは本当に必要だなというのを改めて感じています。

それと、こちらは御案内になります。那須先生、アプリについては、民間企業を私が言っていいのか、バイオームというアプリがあって、本当に日本全国の自治体、東京23区も数多くが夏の生き物調査といったもので挙げてきていますけれども、世田谷区も夏の２か月間、昨年度ぐらいからかな、バイオームに登録して、ぜひ世田谷で見つけたのを出してくださいというのと、あと紙ベースでも同じことをやっていて、進めてきているところですが、やはりまだまだＰＲが足りないのかなというのを今痛感したところです。

最後にすみません、村山先生、地区計画については、最近では、いわゆるグリーンインフラ的な考え方というのは、地区計画の目標のところに記載することは若干増えてきたの

かなとは感じていますけれども、お話しのとおり、どちらかというと我々のみどりにより近い生物多様性、そういった視点というのは確かにこれまであまりなかったかなと思っていますので、ちょっと都市計画、また、地域でまちづくりを担っている各総合支所とも話を共有しながら進めて、考えていきたいと思います。

すみません、中には御意見をいただいたのにお話しできなかった方もいらっしゃったかもしれません。事務局としては以上です。

○森本会長　ありがとうございました。

国のほうでも30ｂｙ30というのを始めておりますけれども、この趣旨は、公的主体だけで生物多様性を保全するのはなかなか難しい。民間の協力、市民の協力が必要だということが原点にあると思うんです。そういう意味で世田谷区のほうでキーワードとして協働とかみどりづくりとかがあります。

あるいは、先ほど村山先生がおっしゃっていた地区計画へ生態系とかグリーンインフラを埋め込んでいくという作業はとても先進的で、これからほかのところのモデルになる取組だと思うので、そういう視点も持って私も取り組んでいきたいと思います。

それでは最後に、町田検討部会長に御発言をお願いしたいと思います。

○町田副会長　大変貴重な御指摘をいただいて、本当にありがとうございます。全部はあれなんですけれども、御指摘いただいて、やはり29%は達成できていないけれども、その課題は何なんだろう、これからの難しい課題は何なのかというところをしっかりと明記するのも大事だなと思いました。

そういったところでいろいろな課題もあると思うんですけれども、地域別に見ると、先ほど言っていただいた質の評価として、生物多様性から見た評価、市民の方の参画しやすい評価ということで、やはり地域別に見ていくと、より地域の区民の方にも届くみどり33になるのかなと思いました。

そういったところを見せていきながら、じゃ、どうやってこのみどり33をただのスローガンでなく、ただの目標だけでなく、本当に本気でどう達成していくのかというロードマップをお見せするのか。これからの世田谷みどり33を一緒に頑張っていこうというふうに思っていただけるように、この10年後、どういう世田谷のみどりにしていくのか。その中には気候変動とか、道路はどういうふうに新しい形にしていくのかとか、世田谷ならではのみどりに向けたチャレンジを盛り込めるといいなと思って、ぜひこの今日いただいた指摘を踏まえて、また次回、先生方と具体的な検討をしていきたいと思いました。本当にあ

りがとうございました。

○森本会長　町田検討部会長、ありがとうございました。

それでは、審議事項(2)に関する議論についてはこれまでとさせていただきます。

続きまして、報告事項の(1)世田谷区大規模建築物の環境配慮に対する評価案件の報告につきまして、区から説明をお願いいたします。

○上原気候危機対策課長　気候危機対策課の上原でございます。資料５を共有させていただきます。

この間、環境配慮に対する評価案件は３件ございました。御報告をさせていただきます。

１件目が、事業名、国士舘キャンパス環境整備事業Ⅰ期（仮称）梅棟新築工事というものでございます。大学のキャンパスの増築でございます。評価結果は記載のとおりとなってございます。

２件目が、事業名、（仮称）都営八幡山三丁目団地新築工事でございます。共同住宅の建設でございます。評価結果につきましては記載のとおりでございます。

３点目が、事業名、（仮称）世田谷区三軒茶屋２丁目計画ということで、こちらも共同住宅の建築となってございます。評価結果については記載のとおりでございます。

資料のほう、そのほか評価の詳細の記載がございますので、後ほど御覧いただければと思います。説明につきましては以上でございます。

○森本会長　ありがとうございます。今みどりの議論をしてこれを見ると、一番最初の国士舘大学が星１つというのはちょっと寂しい気がするんですけれども、何かコメントがございましょうか。

○上原気候危機対策課長　まず、基準は満たしています。基準を満たした上でどこまで上積みできるかということで評価させていただいているところでございます。国士舘大学につきましては区役所の隣にあって、かなり都市型のキャンパスということで、みどりの創出も難しいところはあるかと思っております。例えば砧地域のほうの大学とか町田先生のいらっしゃる東京農業大学なんかはかなりみどりも多いんですけれども、大学の個性が出ているところで、ちょっとみどりのほうの評価が伸びなかったりする点はございますので、引き続き機会を捉えまして会話をしていきたいと思っております。

○森本会長　ありがとうございました。

先生方からいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、本日の予定の議事は以上でございます。

事務局からその他の報告事項がありますので、よろしくお願いいたします。

○田中環境政策課長　それでは、事務局のほうから報告させていただきます。

次回の環境審議会の日程について御案内です。令和８年11月10日火曜日、午後３時から午後５時、オンライン開催とさせていただきます。

続きまして、委員改選について御案内します。現在、皆様におかれましては第16期委員を務めていただいておりますが、任期が令和７年１月１日から本年12月31日までの２年間となってございます。次回11月に審議会の開催がございますが、次期委員改選に向けて、御案内を順次、各委員の皆様にさせていただきますので、何とぞよろしくお願いいたします。また、公募の区民委員の小林委員、那須委員につきましては、９月15日発行の「区のおしらせ」やホームページ等で次期区民委員公募の記事を掲載し、10月15日まで公募を行う予定でございます。併せて御案内させていただきます。委員の皆様におかれましても、区民公募をしておりますので、区民の方でこういったものに御関心ある方にぜひお声かけなどしていただけたらありがたく思います。報告は以上でございます。

○森本会長　ありがとうございました。

それでは先生方、大変ありがとうございました。本日の日程はこれで終了でございます。これをもちまして令和８年第４回世田谷区環境審議会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。

午後４時09分閉会